

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ （令和7年度No.6）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 米国関税措置を受けた緊急対応策について

別添2 2025年9月の「価格交渉促進月間」の実施について

別添3 令和7年度第1回セキュリティ・コンサルタント講習会開催案内（新宿）及び受講者募集の協力依頼について

別添 1

全警協発第 146 号
令和 7 年 8 月 29 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

米国関税措置を受けた緊急対応策について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁生活安全局生活安全企画課長から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

別紙

令和7年8月22日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

米国関税措置を受けた緊急対応策について

平素から警察行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般の米国関税措置を踏まえ、影響を受ける国内産業・経済に対し、各府省庁が別添のとおり緊急対応策を実施しています。特に、輸出の停滞及び取引条件の悪化等の影響を受ける企業や関係する中小企業等に対して、資金繰りを始めとした支援が強化されています。

貴協会におかれましては、米国関税措置の影響に不安・疑問を抱える加盟団体、会員企業等に対して当該緊急対応策を周知するなど、本施策の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

以 上

米国関税措置を受けた緊急対応策

今般の米国関税措置を受けて、
政府は、国民生活への影響を分析し、必要な支援を行います。

1 特別相談窓口の設置



全国約1,000か所の特別相談窓口

事業者に寄り添い
相談にきめ細かく対応

全国各地に相談内容に
応じた相談窓口を整備



2 資金繰り支援



日本公庫・沖縄公庫の
セーフティネット貸付が利用できる
要件を緩和

関税措置の影響を
受けた場合、要件である
「売上高5%以上減」等
を不要に



3 経営課題への伴走支援



「ミカタプロジェクト」を通じた
自動車部品サプライヤーへの経営
アドバイス・施策紹介

新事業進出に向けた設備導入や
省力化投資への補助等の
支援に円滑につなぐ



4 雇用維持への支援



雇用調整助成金等の
手続の迅速化・活用促進

全国のハローワーク等に
おいて丁寧に
相談対応



5 電気・ガス料金支援 ガソリン等の価格抑制



電気・ガス代

標準的な家庭の
電気・ガス代を
3,000円程度引下げ
(7月～9月の合計)



ガソリン・軽油等

ガソリン・軽油について
定額10円/Lの価格引下げ
※灯油等は5円/L引下げ



6 中小企業向け補助金の 優先採択



ものづくり補助金

影響を受ける中小企業を
優先的に採択

ものづくり補助金や
新事業進出補助金で実施

他の補助金に拡大予定

新事業進出補助金



※上記は2025年8月1日時点の情報です。

(内閣官房HP)

主な取組の詳細は、[こちら](#)



電気・ガス料金支援

標準的な家庭の

電気・ガス代を3000円程度引下げ

(7月～9月の合計)

<値下げ支援単価>

	電気	都市ガス
7月 9月	低圧:2.0円/kWh 高圧:1.0円/kWh	8円/m ³
8月	低圧:2.4円/kWh 高圧:1.2円/kWh	10円/m ³

▼資源エネルギー庁HP



ガソリン等の価格の抑制

**ガソリン・軽油について
定額10円/Lの価格引下げ**

※灯油等は5円/L引下げ

※需要期の7-8月は、ガソリン価格を全国平均175円/L前後に抑える措置を追加

▼資源エネルギー庁HP



重点支援地方交付金

地方自治体が地域の実情に応じた対策を行うための

重点支援地方交付金を活用

【交付金を活用した支援の例】

- ・ 中小企業や病院等の特別高圧電気料金の引下げ
- ・ ご家庭や中小企業のLPガス料金の引下げ



資金繰り支援など

1. 日本公庫・沖縄公庫による融資制度の要件緩和

関税措置の影響を受けた事業者の方は、**売上減少・利益減少**といった要件を満たさなくとも対象となります。

* 詳細：【貸付期間】 8年以内（運転資金）
15年以内（設備資金）
【限度額】 7.2億円 等



▲相談窓口一覧

2. 民間金融機関からの資金調達への支援（信用保証）

関税措置等の影響を受け、不況業種として指定された業種（全体1169業種のうち557業種を指定中）に属する事業者の方が**民間金融機関から資金調達をする際に信用保証協会が支援します。**



▲指定業種はこちら

詳しくはお近くの信用保証協会や金融機関まで御相談ください。

3. 日本貿易保険（NEXI）による保険金支払い

関税措置の影響を受けて、**輸出取引がキャンセルされる等により生じた損失を保険金支払いの対象とし、輸出を行う事業者を支援します。**



▲詳細はこちら

4. 中小企業向け補助金の優先採択

関税措置の影響を受けた事業者に対し、**ものづくり補助金と新事業進出補助金において優先的に採択**します。



ものづくり補助金

- ・補助上限額：最大4,000万円（従業員規模等により異なる）
- ・補助率：中小企業 1/2、小規模事業者等 2/3



新事業進出補助金

- ・補助上限額：最大9,000万円（従業員規模等により異なる）
- ・補助率：1/2



別添 2

全警協発第 147 号
令和 7 年 8 月 29 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

2025 年 9 月の「価格交渉促進月間」の実施について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、中小企業庁から、別添文書のとおり協力依頼がございました。

価格転嫁の現状をみますと、受注企業が「コスト上昇額のうち価格転嫁できた額」の割合は、未だに 5 割を下回っており、一層の転嫁率の向上が課題であります。中小企業庁では、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、毎年 9 月と 3 月を「価格交渉促進月間」に設定し、各種取組を実施することとしております。また、「価格交渉促進月間」終了後には、受注側企業に対し、発注側企業との価格交渉の状況について、下請Gメンによる重点的なヒアリング（2 千社程度）や、アンケート調査（30 万社に対して配布予定）が実施されるとのことです。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

経済産業省

公 印 省 略
20250827中第1号
令和7年8月27日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 武藤 容治

(周知依頼)

2025年9月「価格交渉促進月間」の実施について

平素より、経済産業政策の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

物価高が継続する中、物価上昇に負けない大幅な賃上げを成し遂げていくため、原資の確保が不可欠であり、より一層の価格転嫁、取引適正化が重要です。

米国の関税措置による影響等が不透明な中にあっても、30年間続いた停滞から脱却し、継続的な賃上げが実現する成長型の経済に転換するためには、価格転嫁、取引適正化の取組を継続していく必要があります。これまで、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での取引適正化の取組を継続していけるよう、引き続き十分な配慮をお願いいたします。この9月は、2025年度下期の価格改定時期を迎える企業も多く、価格交渉・価格転嫁にとって大事な時期となりますので、何卒御協力ください。

価格転嫁の現状をみると、受注企業が、「コスト上昇額のうち価格転嫁できた額」の割合は、未だに5割程度となっており、一層の転嫁率の向上が課題です。政府としては、2021年9月以来、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」（以下、「月間」という）と位置づけ、「月間」終了後に、受注側中小企業の皆様を対象に、価格交渉・転嫁等の状況についてアンケート調査等を実施し、その結果を公表しています。

また、取組状況が芳しくない発注企業トップに対しては、下請中小企業振興法に基づき、事業所管大臣名での指導・助言を行い、自発的な改善を促しています。さらに、本年9月以降、「価格交渉促進月間」に基づくアンケート調査や、下請Gメンによるヒアリング情報を活用し、迅速な注意喚起を実施します。

貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について御依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注者におかれては、サプライチェーン全体の競争力向上や、成長型経済に向けた取引適正化のため、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に対応する等、適切に対応すること。

受注側中小企業におかれては、発注者に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、「下請かけこみ寺」や、よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」といった相談窓口を活用すること。

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、積極的な活用

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月、内閣官房・公正取引委員会作成。以下「指針」という。）の内容について、価格交渉の場において積極的に活用すること。

具体的には、

- (1) 発注者におかれては、「指針」に基づいて、受注者側からの申し出がなくとも、定期的に発注者から協議の場を設け、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその先の受注企業に対しても、価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。
- (2) 受注側中小企業におかれては、「指針」を価格交渉の材料として活用すること。

3. フォローアップ調査に対する御協力（受注側中小企業の皆様）

9月下旬以降、受注側中小企業の皆様を対象に実施を予定している、下記内容の調査の依頼があった場合、対象となった方におかれては、積極的に回答すること。

(1) アンケート調査

受注側中小企業30万社が調査対象。その対象者は、主要な発注者（最大3社。国・地方自治体も含む）との価格交渉や価格転嫁、支払条件（手形等の利用）の状況について回答。

(2) 下請Gメンによる重点的なヒアリング

受注側中小企業2000社程度へのヒアリング。価格交渉や価格転嫁の実態を聴取。

なお、本調査の結果に基づき、発注者ごとの価格交渉・価格転嫁の取組状況を公表するとともに、その結果が芳しくない発注企業に対しては、下請中小企業振興法に基づく事業所管大臣名での指導・助言や、迅速な注意喚起を実施する等、発注者における自発的な取引方針の改善を促す上での重要な情報となるため、調査の対象となった方におかれては、可能な限り正確、かつ、詳細に本調査に回答すること。

4. 下請法・下請中小企業振興法の改正内容に関する周知

令和7年5月16日に成立・同月23日に公布された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の施行（令和8年1月1日）を見据え、改正内容について早期に理解を深めていただくため、加盟企業への周知を行うこと。

（1）中小受託取引適正化法のポイント

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

（2）受託中小企業振興法のポイント

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

5. パートナースhip構築宣言への参加

サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指すことを目的として、政府が推進する「パートナーシップ構築宣言」に未参加の企業におかれては、参加について検討すること。

既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ、一層の浸透を図ること。

以上

【参考1】2025年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果

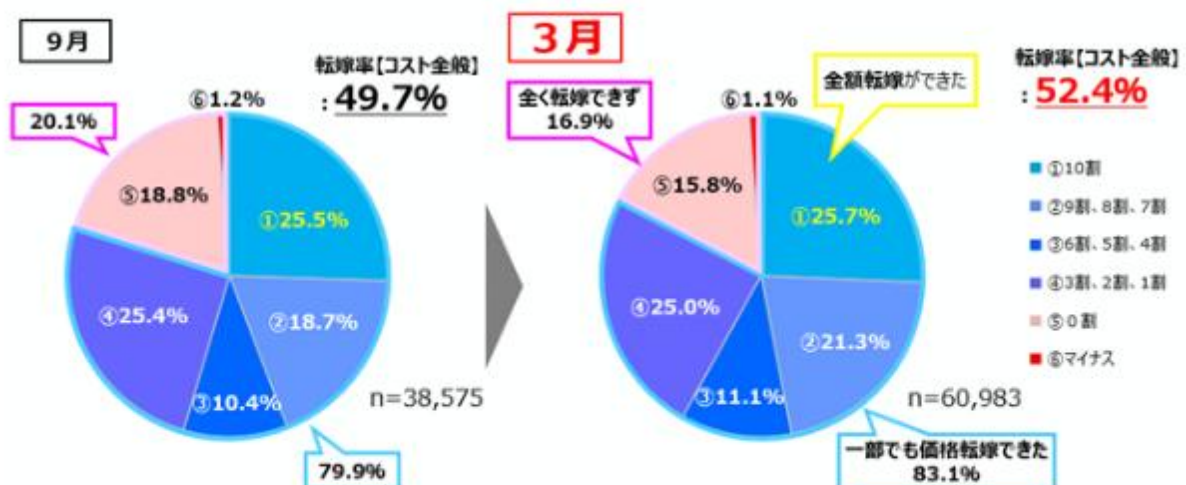
① 価格交渉

直近6か月間における価格交渉の状況



② 価格転嫁

直近6か月間における価格転嫁の状況



【参考2】2025年3月「価格交渉促進月間」における「発注者リスト」の公表

- (1) フォローアップ調査において、10社以上の受注側中小企業から「主要な取引先」として挙げられた発注者について、「①回答企業数」、受注側中小企業からの「②価格交渉の回答状況」、「③価格転嫁の回答状況」「④支払条件の回答状況」について整理・リスト化。
- (2) 受注側中小企業からの回答を点数化し、その平均値（＝（個別の受注企業からの回答を点数化し、その総和）／回答企業数）を、以下のア、イ、ウ、エの4区分に分類・整理。

ア 回答の平均が7点以上

イ 回答の平均が7点未満、4点以上

ウ 回答の平均が4点未満、0点以上

エ 回答の平均が0点未満

※ 「発注者リスト」一覧については、【参考3】(1)に記載のリンクを参照のこと。

【参考3】関連資料URL

- (1) 2025年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

- (2) 下請中小企業振興法「振興基準」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki-jyun/zenbun.pdf>

- (3) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>

【連絡先】

責任者：中小企業庁取引課長 小高

担当者：藤本、佐藤、小林、千葉

電話：03-3501-1511（内線5291）

メール：bzl-s-chuki-torihiki-gekkan@meti.go.jp

全警協発第 145 号

令和 7 年 9 月 1 日

各都道府県警備業協会長 殿

一般社団法人 全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

令和 7 年度第 1 回（通算第 18 回）
セキュリティ・コンサルタント講習の
開催案内及び受講者募集の協力依頼について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素 当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび全警協では、下記のとおりセキュリティ・コンサルタント講習を開催することにいたしました。

つきましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、貴協会加盟員や、関係各社等に対し、別添の「セキュリティ・コンサルタント講習案内」の内容に基づき、本講習への積極的な参加応募を呼び掛けていただきたく、ご依頼申し上げます。

なお、「セキュリティ・コンサルタント講習案内」は全警協ホームページに掲載し、ダウンロードできますので、合わせて周知をお願い申し上げます。

謹 白

記

1 募集人数、開催日程及び開催場所

- ① 募集人数 : 40 名
- ② 開催日程 : 令和 8 年 2 月 17 日（火）～2 月 19 日（木）
- ③ 開催場所 : 研修センターふじの（神奈川県相模原市緑区名倉 2310）

2 受講者募集要領 ※詳細はセキュリティ・コンサルタント講習案内を参照願います。

- ① 協会ホームページ教育事業についてからセキュリティ・コンサルタント 詳細はこちらからより資格者証（有効のセキュリティ・プランナー資格者証）をアップロードしてください。

（受講希望申請締切りは、9 月 24 日（水）24：00 までとなります。）

- ② 受講者（受講希望者が多数の場合は抽選）に受講申込書類一式を送付します。
- ③ 受講申込書類を受理後、順次教本及び受講票を送付します。

3 お問合せ先

本講習に関してご不明な点等があれば、下記担当者までお問い合わせください。まずよう周知をお願い申し上げます。

＜全警協事務局 担当 研修センター教育企画課 山崎、高柳＞

TEL:03-3342-5823

以 上